

令和2年6月9日

要 請 書

《新型コロナウイルス感染症対策に関する》

福島県町村議会議長会

会長 川内村議会議長 渡 邊 一 夫

新型コロナウイルス感染症対策に関する要請

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、我が国においても1月に初の感染者が確認されて以降、全国に拡大し、4月には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に発令された。

その後、外出の自粛や休業要請による営業の自粛、医療関係者の努力と国民の感染防止に対する意識の徹底などにより、感染拡大が一定程度抑え込まれたことなどから、全国で宣言が解除されたところである。

当県では、3月に初の感染者が確認されて以来、現在まで81例が確認されており、宣言が解除されたとはいえ、感染拡大は決して予断を許す状況にはない。

また、感染症対策による経済的・社会的影響は深刻であり、企業の倒産や営業規模の縮小による人員整理などによる雇用不安が高まっており、地方経済は極めて厳しいものがある。

よって国は、国民の生命と健康を守るため、引き続き感染症を一刻も早く終息させるよう徹底した対策を実施するとともに、さらなる経済対策を実施し、地域住民が安定した日常生活を送れるよう、次の事項について強く要請する。

1. 医療供給体制整備等への支援

- (1) 再度の感染の波に備えるため、感染者のステージに応じた医療供給体制のさらなる構築へ一層の支援を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、全額国庫補助と増額を確実に図るとともに、実際の運用にあたっては配分額の範囲で地方の裁量を広く認めるよう改正すること。
- (3) 有効な治療薬やワクチンの開発・普及を加速化させるとともに、有効性と安全性が確認された治療薬・ワクチンの早期活用を図ること。
- (4) 検査機関・医療機関等における簡易検査等の迅速な検査の促進と検査能力の一層の強化を図ること。
- (5) マスクやアルコール消毒液などの衛生資材や医療資材、医療機器等の安定供給を図ること。
- (6) 感染者やその家族、医療従事者やその家族に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。
- (7) 地方自治体が実施する感染拡大防止及び地域経済・住民生活支援の事業費等を確保するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を確実に増額すること。

2. 地域経済対策の実施

- (1) 売り上げの減少などにより経営危機に陥っている中小・小規模事業者や個人事業者への支援を拡充するため、家賃等に対する支援、持続化給付金の対象拡大と増額、雇用調整助成金の確実な引上げを実施するなど、さらなる経済対策を確実に講じること。
- (2) 本県は、東日本大震災や令和元年東日本台風の被災により既往債務がある事業者が多いことから、農林業者、商工観光業等あらゆる事業者の資金繰り等に万全を期すこと。
- (3) 肉用牛、花き、魚介類などの品目を中心に急激に価格が低下しており、生産者の経営が悪化していることから、経営継続補助金（仮称）を確実に創設するとともに、肉用牛肥育経営安定特別事業（牛マルキン）交付金の補てん割合を拡充するなど、十分な支援を講じること。
- (4) 「Go To キャンペーン」の実施にあたっては、地域の観光施策と十分連携を図り、特定の地域にその効果が偏ることがなく、全国に及ぶよう制度設計すること。

3. 地方税の安定確保に向けた支援

地方税における特例措置による徴収猶予により、町村財政運営に支障が生じることのないよう万全の対策を講じること。

4. 「新しい生活様式」に向けた環境整備

「新しい生活様式」に対応した働き方やテレワーク、ワーケーションなどの新しいビジネスモデルなど、コロナ禍を乗り越えていくライフスタイルを進めるため、法制度も含めて関係省庁の枠を超えて前例にとらわれない環境整備を図ること。